

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止おためし暮らし体験施設利用許可方針

令和2年7月1日

赤磐市総合政策部政策推進課

おためし暮らし体験施設を安心して利用していただくために、次のとおり利用に関する方針を定めました。

内容について、遵守していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 使用をお断りする場合

利用2週間前において、以下の事項について、当てはまる場合には利用をお断りさせていただきます場合があります。

- ・ 風邪症状が持続している方
- ・ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある方
- ・ 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- ・ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家族や職場内等で接触歴がある方）
- ・ 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

### 2 利用の際のお願い

利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の内容について、遵守していただきますようお願いいたします。

**利用前** 上記の内容に加えて、次のことについてお願いします。

- ・ 利用者全員の体調確認を行ってください。

**利用中**

- ・ 毎日検温を行ってください。
- ・ 熱中症に注意しながら、マスクを着用してください。
- ・ こまめなうがい、手洗い、アルコールなどによる手指消毒、部屋の換気など感染防止対策を徹底してください。

- ・万が一感染が発生した場合に備えて、人と会った場合には、名前、場所、日時を記録してください。
- ・体調が悪くなった場合は、外出などの活動を自粛するとともに、速やかに担当部署に連絡をしてください。

#### 利用後

- ・2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに担当部署に連絡してください。

### 3 「おためし暮らし体験施設利用者体調等確認票」の提出

施設を利用される方は、前記1の内容を確認していただき、「おためし暮らし体験施設利用者体調等確認票」を、受付を行う際に提出してください。

### 4 「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する同意書」の提出

利用にあたっては、感染拡大防止のため、前記2をもとに、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する同意書」の内容に従い、感染防止対策を実施してください。同意書は、利用申請書と併せて提出してください。

### 5 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、申込受付後や利用期間中であっても、利用を中止する場合があります。
- ・この方針については、当面の間の利用方針についてのものであり、今後の感染拡大の状況や市の対処方針改訂等を踏まえて、適宜、見直しを行います。